

奈良県立万葉文化館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月一日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第九十号

奈良県立万葉文化館管理規則の一部を改正する規則

奈良県立万葉文化館管理規則（平成十三年七月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「水曜日」を「月曜日」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。